

| ① 件名 | | | | | | | | | | | |
|---|----------|-----------|-------|---|----------|------------------------------------|----------|-----------|-------|-----------------------------------|---------|
| 建築基準法に基づく制度の新設に係る手数料規定等の見直しについて | | | | | | | | | | | |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） | | | | | | | | | | | |
| <p>【背景】 最近の大規模火災や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建物ストックの活用、木造建築物の整備の推進などの社会的要請等に対応して規制を見直した建築基準法の一部を改正する法律が公布された。</p> <p>【目的】 建築基準法の一部改正に伴い、石巻市建築基準等に関する条例で定める手数料規定等の改正を行うもの。</p> | | | | | | | | | | | |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 | | | | | | | | | | | |
| <p>【根拠法令】 建築基準法（昭和25年法律第201号） 石巻市建築基準等に関する条例（平成17年石巻市条例第269号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> | | | | | | | | | | | |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） | | | | | | | | | | | |
| <p>平成30年6月 建築基準法の一部を改正する法律公布 7月 石巻市建築基準等に関する条例の一部改正（専決処分） 9月 建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令</p> | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 主な内容 | | | | | | | | | | | |
| <p>1 用途規制の適用除外に係る手続の合理化（法第48条第16項関係） 第1号については、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転について特例許可をする場合は、公聴会及び審査会の同意を不要化でき、第2号については、日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可をする場合は、建築審査会の同意を不要化できるものとする。</p> <p>【新設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可等の申請の区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第48条第16項第1号の規定による特例許可の申請（公聴会及び審査会同意不要）</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>法第48条第16項第2号の規定による特例許可の申請（審査会同意不要）</td> <td>140,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*現行手数料 180,000円（公聴会及び審査会同意要）</p> <p>2 前面道路側に壁面線指定を行った場合等の建蔽率緩和（法第53条第5項関係） 特定行政庁が前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場合等で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した範囲内において、建築物の建蔽率を緩和できることとする。</p> <p>【新設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可等の申請の区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第53条第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請</td> <td>33,000円</td> </tr> </tbody> </table> | | 許可等の申請の区分 | 手数料の額 | 法第48条第16項第1号の規定による特例許可の申請（公聴会及び審査会同意不要） | 120,000円 | 法第48条第16項第2号の規定による特例許可の申請（審査会同意不要） | 140,000円 | 許可等の申請の区分 | 手数料の額 | 法第53条第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請 | 33,000円 |
| 許可等の申請の区分 | 手数料の額 | | | | | | | | | | |
| 法第48条第16項第1号の規定による特例許可の申請（公聴会及び審査会同意不要） | 120,000円 | | | | | | | | | | |
| 法第48条第16項第2号の規定による特例許可の申請（審査会同意不要） | 140,000円 | | | | | | | | | | |
| 許可等の申請の区分 | 手数料の額 | | | | | | | | | | |
| 法第53条第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請 | 33,000円 | | | | | | | | | | |

3 用途変更に係る全体計画認定制度の導入（法第87条の2関係）

これまでは用途変更に伴って現行基準に適合させるための改修を一度に行う必要があったが、第1項の規定の認定により、増改築等を伴わない用途変更については、地方公共団体が「全体計画」を認定することで段階的・計画的な改修ができるものとする。第2項の規定の変更認定については、認定を受けた計画を変更する場合に再度認定を受けることができることとする。

【新設】

| 許可等の申請の区分 | 手数料の額 |
|-------------------------|---------|
| 法第87条の2第1項の規定による認定の申請 | 27,000円 |
| 法第87条の2第2項の規定による変更認定の申請 | 27,000円 |

4 一時的に他の用途に転用する場合の制限の緩和（法第87条の3関係）

仮設建築物を建築する場合と同様に、既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合も、法の全部又は一部の適用を除外できるものとする。

【新設】

| 許可等の申請の区分 | 手数料の額 |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| 法第87条の3第5項の規定による許可の申請（1年以内の期間の興行場等） | 延べ面積100㎡以下 40,000円 |
| | 延べ面積100㎡超500㎡以下 80,000円 |
| | 延べ面積500㎡超 120,000円 |
| 法第87条の3第6項の規定による許可の申請（1年超えの特別興行場等） | 延べ面積100㎡以下 80,000円 |
| | 延べ面積100㎡超500㎡以下 120,000円 |
| | 延べ面積500㎡超 160,000円 |

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

関係法令に基づく改正により、手続の適正化及び合理化が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県、本市以外の県下特定行政庁（仙台市、塩竈市、大崎市）は2月議会に提案予定
なお、新設される手数料については宮城県と同額としている。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成31年2月 平成31年市議会第1回定例会へ石巻市建築基準等に関する条例の一部改正について提案（改正建築基準法の施行の日から施行）

⑨ その他